



医疗保险的加入方法

● 医疗保险制度简介

日本有医疗保险制度。75岁以上的人从生日当天开始加入后期高龄者医疗制度，未满75岁的公司职工请在工作单位加入健康保险，其他人请加入国民健康保险。外国的医疗保险不能在日本使用。

※65岁以上，未满75岁，有一定残疾的人，也可以加入后期高龄者医疗制度。

● 接受诊疗时需要出示健康保险证

加入医疗保险后可以领取健康保险证，这是证明您是被保险人的重要证件，请注意保管。接受医生的诊疗时请务必出示保险证，在日本国内旅行时也请随身携带。健康保险证既不得借给他人，也不得向他人借用。

● 国民健康保险、后期高龄者医疗制度简介

保险制度以保险费等等作为财源，目的在于减轻个人在医疗机构看病时的医疗费负担。加入的对象为“居民基本台帐（登记册）法”中，被作为适用对象的外国居民。

加入国民健康保险后，一般医疗费70%由国民健康保险承担，剩下的30%由患者自己支付。加入后期高龄者医疗制度后，一般医疗费的90%由后期高龄者医疗制度承担，剩下的10%由患者自己支付。

● 医疗保险给予支付或不给予支付的情况

〈医疗费不给予支付的情况〉

正常的怀孕、生育、健康诊断、预防注射、工作上的受伤或疾病（适用劳动灾害的情况下）、因打架而造成的受伤。

〈在旅行等突发急病，没有携带保险证，接受诊疗时支付了全额医疗费的情况下〉

事过之后，带上收据、诊疗报酬明细单、通知卡或者个人编码(My number)卡、保险证、银行存折（加入的是国民健康保险的话，需要的是户主名义的存折，加入的是后期高龄者医疗制度的话，需要的是被保险人本人名义的存折）、印章，国民健康保险加入者到国民健康保险科，后期高龄者医疗制度加入者则到后期高龄者医疗保险科，或分所、地区事务所、站前市政厅、办事处、服务中心申请退还。经审查之后，被认可的医疗费（国民健康保险原则为70%，后期高龄者医疗原则为90%）将给予退还。

〈医疗费超过一定金额时〉

1个月所支付的医疗费超过一定金额时，超过部分将给予退还。

〈被保险人生育或死亡时〉

加入国民健康保险的情况，在生育后，可以领取40万4千日元的生育育儿补助金（如果是在加入了产科医疗补偿制度的医疗机构生育时，则能领取42万日元的补助金）；死亡时可以领取5万日元的葬祭费。

后期高龄者医疗制度加入者死亡时，可以领取5万日元的葬祭费。

详细情况请咨询市政厅1楼国民健康保险科或者后期高龄者医疗保险科。

国民健康保险科 电话：079-221-2341

后期高龄者医疗保险科 电话：079-221-2315

医療保険への加入方法は



● 医療保険制度とは

日本には医療保険制度があります。75歳以上の方は誕生日当日から後期高齢者医療制度に加入となります。75歳未満の会社員の方は勤務先で健康保険に加入してください。それ以外の方は国民健康保険に加入してください。外国の医療保険は日本では使えません。

※65歳以上75歳未満で一定の障害がある方は、後期高齢者医療制度へ加入することもできます。

● 健康保険証は診察のとき必要です

医療保険に加入すると健康保険証が交付されます。被保険者であることを証明するものですから大切に扱ってください。医師の診察を受けるときはかならず保険証を見せます。日本国内を旅行するときにも持って行きましょう。この保険証は他の人に貸したり、借りたりしてはいけません。

● 国民健康保険、後期高齢者医療制度は

保険料などを財源として、皆さんが医療機関にかかるときの医療費の負担を軽くすることを目的としています。加入の対象となるのは住民基本台帳法の適用対象とされた外国人住民となります。

国民健康保険の場合、一般的に医療費の70%を国民健康保険が負担し、残り30%を患者が支払うこととなります。後期高齢者医療制度の場合、一般的に医療費の90%を後期高齢者医療制度の給付費が負担し、残り10%を患者が支払うこととなります。

● 医療保険が給付される場合、されない場合

〈医療給付がされない場合〉

正常な妊娠・出産、健康診断、予防注射、仕事上のケガや病気（労災適用の場合）、けんかをしたためのケガ。

〈旅行などで急病にかかり、保険証をもたずに受診し全額支払ったとき〉

後日、領収書、診療報酬明細書、通知カードまたはマイナンバーカード、保険証、預金通帳（国民健康保険加入の場合は世帯主名義、後期高齢者医療制度加入の場合は被保険者本人名義のもの）、印かんを持って国民健康保険加入の場合は国民健康保険課で、後期高齢者医療制度加入の場合は後期高齢者医療保険課で、又は支所・地域事務所・駅前市役所・出張所・サービスセンターに申請します。審査の後、認められた治療費（国民健康保険の場合、原則その70%、後期高齢者医療の場合、原則その90%）が払い戻されます。

〈医療費が一定の額をこえる場合〉

1カ月間に支払った医療費が一定の額をこえる場合は超過分の払い戻しが受けられます。

〈被保険者が出産あるいは死亡した場合〉

国民健康保険の場合、出産したときは出産育児一時金40万4千円（産科医療補償制度加入医療機関での出産は、42万円）、死亡したときには葬祭費5万円が支給されます。

後期高齢者医療制度の場合、死亡したときには葬祭費5万円が支給されます。

詳しくは市役所1階国民健康保険課又は後期高齢者医療保険課にお問い合わせください。

国民健康保険課 ☎079-221-2341

後期高齢者医療保険課 ☎079-221-2315